

特 記 仕 様 書

（適用範囲）

本特記仕様書は「漏水修繕跡地等舗装本復旧工事（西部地域）」（以下「本工事」という。）に適用する。

（地域分け）

1. 本工事は、宇治市内を東部と西部に地域分けする。（別紙舗装本復旧工事位置図参照）
2. 東西地域境界における復旧については、東部地域の受注者が工事対応にあたるものとする。ただし、緊急時において、発注者が指示する場合はこの限りではない。

（総 則）

本工事は本特記仕様書によるほか、

（宇治市） 「土木工事共通仕様書（案）」（以下「宇治市共通仕様書」という。）

「土木工事施工管理基準」

（近畿地方整備局） 「土木工事共通仕様書（案）」

「土木工事施工管理基準」「土木工事請負必携」

（京都府） 「土木工事共通仕様書（案）」（以下「京都府共通仕様書」という。）

「土木工事施工管理基準」「土木工事請負必携」

に基づき施工すること。

（工事期間および工事時間）

工事期間は、監督職員が指示した期間とし昼間工事は9時から17時、夜間工事は21時から翌朝6時を原則とする。

ただし、発注者の指示や緊急呼出しなどの場合はこの限りではない。

工事作業時間	9:00～17:00 （準備時間を含まず）昼間
	21:00～翌6:00（準備時間を含まず）夜間

また、これにより難しい場合は、監督職員と協議の上、その指示によるものとする。

（作業休日）

工事における作業休日は、土曜日、日曜日・祝日・夏季休暇および年末年始とする。なお、祭事など地域の行事については極力協力し、必要に応じて作業を休止するものとする。

（工事の着手）

工事の着手及び施工の着手にあたっては、地元住民への周知を行わなければならない。

（施工体系図及び施工体制台帳の記載）

受注者は、施工体系図に、すべての下請負業者及び警備業者を必ず記載すること。

（他工事との調整）

本工事箇所が他工事と隣接する場合、施工方法・工程等について相互連絡調整を密に行うこと。

（特定建設資材の分別解体）

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「特約条項 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

①分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他（ ）	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

②再資源化等を有する施設の名称及び所在地

建設副産物	受入場所	受入期間及び受入時間	その他受入条件	距離
アスファルト殻 スラグ（路盤材）	(株)藤田産業	日曜日、祝日を除く 8：00～16：30	最大寸法 100×100cm 以下に限る。 スラグはコンガラ、アスガラ混入があるとコンガラ扱いとなる。	3.1Km
アスファルト殻	(株)玉井道路	第2土曜、日曜日、祝日を除く 8：00～17：00 夜間受入 22：00～4：00	最大寸法 50×50cm 以下に限る。	3.8Km
コンクリート塊	(株)三幸産業	土曜日、日曜日、祝日を除く7：30～16：30	ダンプアップできる大きさに限る。30cm以上については別途協議。	11.5Km
コンクリート塊	(株)丹羽由砕石	日曜日、祝日を除く 7：30～16：30 夜間受入は要事前協議。	アスガラ、コンガラは30×30×30cm以下に限る。	10.2Km

スラグ（路盤材）	(有)和東砕石 販売	8：30～16：30 日曜日、祝日は9：00～16：00	20cm超えは別途割増。	26.0Km
----------	---------------	---------------------------------	--------------	--------

※ 上記②については、積算上の条件明示であり、再資源化施設等を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りでない。

（廃棄物に関する書類の提出）

受注者は、「廃棄物処理計画書（報告書）」及び添付書類を提出すること。
 なお、添付書類は以下によるものとする。

	廃 棄 物 処 理
計画	○ 廃棄物処理計画書
	○ 処分地の位置図及び経路図
	○ 産業廃棄物処理処分業許可書の写し (指定した処分地と同じであれば不要)
	○ 収集運搬を委託する場合 産業廃棄物収集運搬業許可書の写し (自己運搬処理であれば不要)
	○ 産業廃棄物処理委託契約書の写し ◆自己運搬処理の場合 ・排出事業者と処理業者の契約書の写し ◆委託運搬処理の場合 ・排出事業者と処理業者の契約書の写し ・排出事業者と収集運搬業者の契約書の写し
	○ 仮置きする場合 ・現場～仮置場～処分地の経路図 ・打合せ簿 仮置場の住所 搬出車両の最大積載量
	○ 指定地処分で処分地の変更が生じた場合 ・打合せ簿 処分地の名称・所在地
	○ 再生資源利用計画書（実施書）・再生資源利用促進計画書（実施書）
変更	○ 当初計画書から数量のみの変更の場合 ・変更計画書は不要
	○ 処分地の変更(当初計画書からの変更) ・廃棄物処理変更計画書

	・処分地の位置図及び経路図 ・産業廃棄物処理処分業許可書の写し ・産業廃棄物処理委託契約書の写し ○ 運搬方法の変更(当初契約書からの変更) ・廃棄物処理変更計画書 ・産業廃棄物収集運搬業許可書の写し ・産業廃棄物処理委託契約書の写し
	○再生資源利用計画書（実施書）・再生資源利用促進計画書（実施書）は不要
報告	○ 廃棄物処理報告書 ○ 「運搬管理表」又は、「マニフェストの写し」 ※マニフェスト原本は検査時に提示・マニフェストで積載重量確認が出来ない場合は伝票等 ○再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書（EXCELデータ含む） ○ 写真 ・運搬経路 ・処分地 ・仮置きがある場合は仮置場 【自己運搬処理の場合】 ・産業廃棄物運搬車、業者名 【委託運搬処理の場合】 ・産業廃棄物運搬車、業者名、許可番号

（再生資源利用計画）

「宇治市土木工事共通仕様書（案）第 24 条 建設副産物 4.再生資源利用計画」については、以下のとおり読み替えるものとする。

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

（受領書の交付）

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

（再生資源利用促進計画）

「宇治市土木工事共通仕様書（案）第 24 条 建設副産物 5.再生資源促進利用計画」については、以下のとおり読み替えるものとする。

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等)

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(計画及び実施書の様式及び保管)

「宇治市土木工事共通仕様書（案）第 24 条 建設副産物 8.計画書及び実施書の様式及び保管」については、以下のとおり読み替えるものとする。

○国土交通省ホームページ公開場所

「再生資源利用[促進]計画様式（建設リサイクル報告様式兼用）」

（https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm）

掲載の再生資源利用[促進]（計画書・実施書）（EXCEL 形式）を使用し、自社で工事完成後 5 年間保管し、計画書 1 部、実施書 1 部及び上記ホームページに掲載の様式を用いて作成した電子データを監督職員に提出するものとともに、再生資源利用促進計画書を公衆の見えやすい場所に掲示する。（建設副産物情報交換システムを利用の場合は、計画書 1 部、実施書 1 部を提出するものとする。）

(産業廃棄物の仮置き)

産業廃棄物を仮置きする場合は、「京都府条例」・「条例施行規則」を遵守しなければならない。

(産業廃棄物税)

平成17年4月1日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。

（舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理方法）

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとし、必要な経費については、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

ここで、「適正に処理」する際には、「廃棄物の処置及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は、提示しなければならない。

（段階確認・立会確認）

受注者は、下表の工種及び監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認（立会確認）を受けなければならない。

段階確認は「段階確認書」（様式16-1）、立会確認は「立会確認書」（様式17-1）によるものとする。

また、「段階確認書」及び「立会確認書」には確認内容が把握できる写真を添付すること。

ただし、段階確認・立会確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

段階確認

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度
舗装工	コア採取	施工完了時	舗装厚	指示毎に 1箇所以上
	出来形検測状況		幅・延長	

立会確認

項 目	摘 要
廃棄物の仮置場状況（※1）	使用前・使用中・使用后

※1 廃棄物を仮置きしない場合は、立会は不要。

（部分使用）

受注者は、引渡し前においても工事完了後、本復旧範囲を開放した以降は部分使用を認めなければならない。

（施工管理）

1 品質管理試験

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される「必須」項目を実施し、「その他」の項目については、監督職員の指示により実施し、試験結果を整理し提出すること。なお、これにかかる費用は共通仮設費率に含まれる。

2 規格値

品質及び出来形の規格値は、土木工事施工管理基準及び規格値によるが、次の工種については、下表のとおりとする。

出来形規格値

工種	細別	項目	規格値	適用
アスファルト 舗装工	表層工	面積	設計値以上	舗装展開図作成
	基層工			

（舗装展開図）

舗装工の展開図については、監督職員と協議の上、作成・提出するものとする。舗装版切断の数量や仮復旧・本復旧面積がわかるように色分けを行うなど工夫すること。

また、展開図内に工事施工日を明記すること。

（安全に関する研修・訓練等の実施）

受注者は、土木工事共通仕様書（案）の第34条「工事中の安全確保」の10から12に規定する安全に関する研修・訓練等において、下請企業及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から以下の内容の研修を1回以上実施しなければならない。

（1）建設工事の請負契約に関すること

（2）労働関係法令に関すること

＜研修の参考とする図書等の例＞

- ・工事請負単価契約書（第26条）
- ・建設業法遵守ガイドライン（令和2年9月 国土交通省）
- ・建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月 建設省）

- ・新しい建設業法遵守の手引（（財）建設業適正取引推進機構）

（標示板の設置）

受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。

記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容：水道が漏水したあと等の舗装復旧をしています。

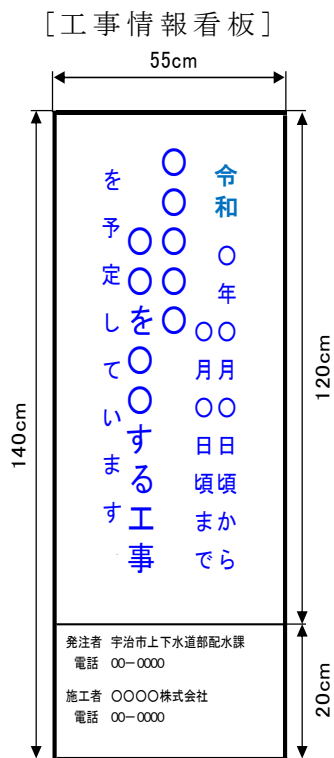
工事種別：舗装工事

【標示板の記載例】

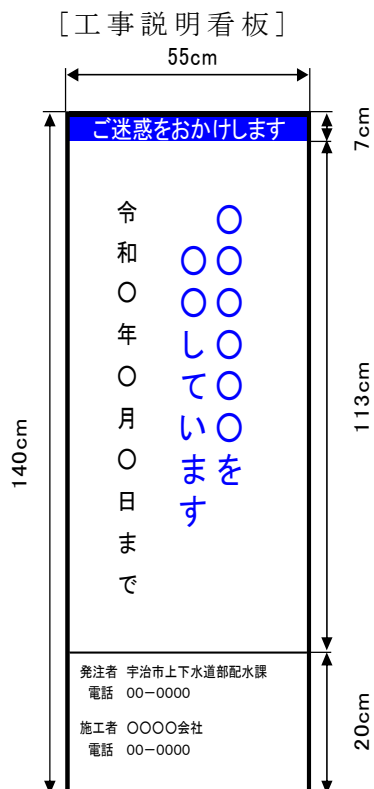
〔工事表示板〕



設置 位置	・ 工事区間の起終点に設置する。 ・ 車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。 ・ ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。
設置 期間	・ 路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。
規格 色彩等	・ 「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別は青地に白抜き文字とする。 ・ 「〇〇をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。 ・ その他の文字および線は、白地に黒色とする。 ・ 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする ・ 道路上に設置する場合は必要に応じて高輝度反射式または同等品以上のものとする。 ・ 道路上に設置する場合は必要に応じて外枠に緩衝材(ソフトカバー)を付けること。



設置期間	・路上工事を開始する 1 週間以上前から路上工事を開始するまでの間設置する。
設置位置	・予定されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、歩道または路肩に設置すること。
規格 色彩等	・色彩は、「令和〇年〇月〇日頃から」、「〇〇〇〇する工事を予定しています」等の工事内容については青色文字とする。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材(ソフトカバー)を付けること。
摘要	・設置の可否は沿道環境を考慮し個別に判断。 ・工事開始時に速やかに撤去すること。



設置期間	・路上工事開始から路上工事完了までの間設置する。
規格 色彩等	・色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青字に白抜き文字とする。 ・「〇〇〇〇を〇〇しています」等の工事内容については青色文字とする。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材(ソフトカバー)を付けること。
摘要	・設置の可否は沿道環境を考慮し個別に判断。

※工事情報看板、工事説明看板については、特に歩行者への工事情報提供を目的としており、設置の可否は沿道環境を考慮し個別に判断すること。

（低騒音型・超低騒音型の使用）

本工事の施工に当たっては、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（平成９年度建設省告示第 1536 号）に基づき低騒音型建設機械の使用は考えていないが、現場条件により低騒音型建設機械を使用しなければならない場合は、監督職員と協議するものとし、低騒音型建設機械を使用するものとする。

ただし、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合（受注者の都合で調達できない場合は認めない）は、必要書類を監督職員に提出するものとする。

なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の「'97 ラベル」が確認できる写真を監督職員に提出するものとする。また、「旧基準'89 ラベル」の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、「新基準'97 ラベル」貼替えを行うこと。

（公害対策）

１．本工事の施工については、通常の施工法によるものとしているが、万一公害等が生じたり、又は生ずる恐れがある場合は、その対策等について設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

ただし、受注者の施工上の欠陥による場合はこの限りではない。

２．工事の施工に際して騒音規制法及び振動規制法に基づく規制を受け、新たに騒音防止の対策が必要な場合や、振動の規制に関する対策が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

（施工機械の指定）

本工事で使用する建設機械は次にあげる規格によるものとする。

工 種	機 械 名	指定規格	備考
舗装版破碎・積込	小型バックホウ	平積 0.1 m ³	排出ガス対策型
舗装版破碎・積込	バックホウ	平積 0.35 m ³	排出ガス対策型
アスファルト殻運搬	ダンプトラック	2 t、10 t	
アスファルト殻（切削）運搬	ダンプトラック	10 t	

（環境等の保全）

１．工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。

２．地域における伝統的行祭事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

（仮設トイレの設置）

受注者は、工事の施工にあたって仮設トイレを設置するよう努めなければならない。設置出来ない場合は代替となる方法を講じなければならない。なお、施工計画書に明記すること。

（安全施設類）

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打ち合わせを行い実施するものとする。

なお、打合せの結果または、条件変更に伴い、道路工事保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

受注者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、安全施設类等設置計画を作成し、監督職員に提出すること。

また、受注者は工事期間中の安全施設类等の設置及び交通誘導警備員の配置状況が判明できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

（交通誘導警備員）

本工事における交通誘導警備員は、各工事箇所の現場条件や交通状況に対応する必要がある、事故防止に万全を期した配置状況としなければならない。

また、監督職員による配置箇所の指示があった場合には、受注者はその指示に従わなければならない。

（建退共について）

建退共については、実績の報告は求めないが、受注者は、建退共の主旨を理解し、適正な運用に努めること。

（請負業者賠償責任保険の加入）

受注者は、工事遂行中に他人の身体もしくは財物に損害を与えた場合の損害賠償について、「請負業者賠償責任保険」の加入に努めなければならない。加入した場合は、保険証書等の加入が確認できる書面の写しを工事着手日までに監督職員に提出しなければならない。保険の期間は、工事期間（着工から目的物引渡し予定日）とする。

なお、保険金額は、請負金額、工事の種類、規模等により受注者が定めるものとする。また、契約は、工事毎の契約とするか又は年間に付する総括契約とするかを問わない。

（再生資材の利用）

本工事については、下記のとおり再生材を使用する。

ただし、再生材製造工場の都合等により、下記の再生材の使用が困難な場合には、監督職員と協議の上、新材とすることができる。

資 材 名	規 格	用 途	備 考
再生粒度調整碎石	R M - 3 0	補足材	不陸整正
	R C - 3 0	路盤材	路盤工
再生加熱アスファルト安定処理混合物	アスファルト安定処理	路盤材	路盤工
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン	表層	表層工
再生加熱アスファルト混合物	再生粗粒度アスコン	基層	基層工

なお、再生資材を使用する場合は、以下により品質管理が適正であるか確認の上使用すること。

- 1) 上表再生資材を路盤材、補足材又は舗装材として使用する場合は品質等は「舗装再生便覧 プラント再生舗装工法」による。
- 2) 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、レンガ等混入物を有害量以上含んではない。

(アスファルト混合物事前審査制度について)

受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定した加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証、混合物総括表）の写しを提出することによって、アスファルト混合物及びアスファルト混合物の材料に関する品質証明書、試験成績表の提出及び配合設計書、基準密度、試験練りを省略することが出来るものとする。

また、監督職員の指示があった場合は、土木施工管理基準「品質管理基準」に基づきプラントの自主管理による試験結果一覧表を提出するものとする。

(外壁・側溝等の現況写真)

着手にあたっては、事前に家屋の外壁・外構・側溝等の現況を写真等により記録し提出すること。

(用地境界杭、境界プレート等について)

用地境界杭、プレート、ピン等が施工するにあたり影響を及ぼすと考えられる場合、事前に測量し、監督職員の確認を受けること。また、工事完了時にそれらの復元を行い、監督職員の確認を受けること。

(街区基準点について)

街区基準点の取り扱いについては、監督職員と協議の上、事前測量及び復元を行うこと。

(施工日の調整について)

私道の施工や通行止めを行うにあたり、地元と日程等の調整が必要な箇所については、監督職員の指示に従うものとする。

また、道路使用許可申請等の必要な書類等提出の為、期間を要する場合についても、施工日については、監督職員の指示に従うものとする。

(提出書類)

本工事における提出書類は、「土木工事関係書類（様式）」（宇治市ホームページ掲示）によるほか、下記の書類を提出するものとする。

提出書類	様式No.	部数	提出期限
請負代金内訳書	任意様式 (注1)	1	工事完了後 速やかに
工事内訳書	任意様式 (注1)	指示番号毎 1	工事完了後 速やかに
出来形図（舗装展開図）	任意様式 (注1)	指示番号毎 1	工事完了後 速やかに
工事写真（注2）		指示番号毎 1	工事完了後 速やかに

(注1) 請負代金内訳書・工事内訳書・出来形図については任意様式であるが、監督職員の指示により作成するものとする。

(注2) 工事写真は、「土木工事施工管理基準」に準ずるものとし、下表の注意事項・撮影頻度を網羅するように撮影すること。
また、黒板に施工日を明示すること。

(各工種の撮影事項)

種別	撮影項目	注意事項	撮影頻度(時期)
着工前	本復旧範囲	本復旧範囲(青マーキング)全体がわかるように写すこと。 黒板に舗装幅を明示すること。	1 施工箇所に 1 回 (着手前)
	仮復旧範囲	リボンテープ又はスタッフを置いて写すこと。	1 施工箇所に 1 回 (着手前)
As 切断工	切断状況	黒板に切断延長や舗装厚さを明記すること。	1 施工箇所に 1 回 (施工中)
舗装版 取壊工	取壊状況	取壊機種がわかること。	1 施工箇所に 1 回 (施工中)
	積込状況	ダンプへの積込み作業状況がわかること。 産業廃棄物収集の収集運搬車両が確認できること。(ダンプへの表示)	1 施工箇所に 1 回 (施工中)
	在来厚検測	黒板に舗装厚さを明記すること。	1 施工箇所に 1 回 (施工中)
不陸整正	補足材	敷均状況・転圧状況がわかること。	施工日毎に 1 回以上 (施工中)
	仕上り状況	路盤工の出来形検測がわかること。 (水系を張る等の工夫) 黒板に検測値を明記すること。	1 施工箇所に 1 回 (施工中)
	As 乳剤散布 状況	全体に散布した後撮影すること。	1 施工箇所に 1 回 (施工中)
表層工	状況を撮影	敷均し・転圧状況がわかること。	施工日毎に 1 回以上 (施工中)
安全工	配置状況	交通誘導警備員の配置状況やセーフティーコーン・バリケードの設置状況がわかること。	施工日毎に 1 回以上 (施工中)
完成	本復旧範囲	本復旧範囲がわかるよう全体に写すこと。 「着工前」写真と同じ位置から撮影すること。 本復旧範囲はリボンテープ又はスタッフを置いて写すこと。	1 施工箇所に 1 回 (完成後)

(各管理項目の撮影事項)

管理項目	撮影項目	注意事項	撮影頻度（時期）
出来形管理	コア採取	撮影には監督職員が立会う。 （段階確認） コア採取後は即日復旧とする。	1 指示に 1 回以上 （完成後）
	出来形検測状況	撮影には監督職員が立会う。 （段階確認）	1 指示に 1 回以上 （完成後）
品質管理	合材温度	到着温度・敷均温度・転圧温度・開放温度測定状況がわかること。	施工日毎に 1 回以上 （発生時）

(納品書・納入書等の提出)

本工事で使用する下記または監督職員が指示した材料等について納品書・納入書等の原本、若しくはその写しを提出すること。

資 材 名	規 格	摘 要
再生粒度調整碎石	R M - 30	補足材・路盤材
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン	表層
〃	再生粗粒度アスコン	基層
〃	再生細粒度アスコン	表層
排水性アスファルト混合物	ホーラスアスコン	表層
自然色アスファルト混合物	密粒度アスコン	表層
再生加熱アスファルト安定処理混合物	アスファルト安定処理	路盤材
交通誘導警備員		

※監督職員と協議の上、納品書・納入書等については出荷証明書に置き換えてもよいこととする。

(民地内への立入等)

本工事に関連して民地内への立入や作業が必要な場合は、必ず所有者の承諾を得なければならない。

(施工範囲)

舗装本復旧範囲は、発注者の指示した範囲を原則とする。ただし、施工範囲の前後の取り合い等により、範囲の変更が必要となる場合は発注者と協議のうえ、その指示に従うこと。

(仕切弁ボックス等の調整について)

施工範囲内に仕切弁ボックス等がある場合においては、上下水道部より支給する調整材料を用いて、高さ調整や交換を行うものとする。

また、他工事において仕切弁ボックス等の高さ調整が必要な場合についての対応も行うものとする。

（個人情報保護）

個人情報の取扱いには、十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、発注者から提供された個人情報が記載された資料等は、目的外の使用を禁止し、目的完了後、直ちに返却すること。万が一個人情報が漏洩した際は、受注者が責任を持って対処すること。

（その他）

1．工事の施工に伴う協議・調整

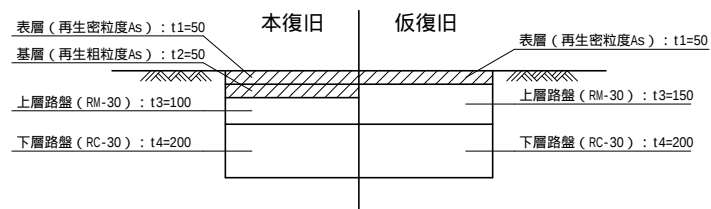
工事の施工に伴う関係機関との協議ならびに地元地域との調整や工事の「お知らせ文章」の配布については、受注者が行うものとする。なお、「お知らせ文章」については、配布前に監督職員へ提出すること。また、受注者は施工区域の用地の状況を十分把握し、土地所有者との間に紛争が生じないように努めるものとする。前項の結果により施工方法等の変更が生じた場合は監督職員の指示に従うこと。

2．本特記仕様書に定めない事項について

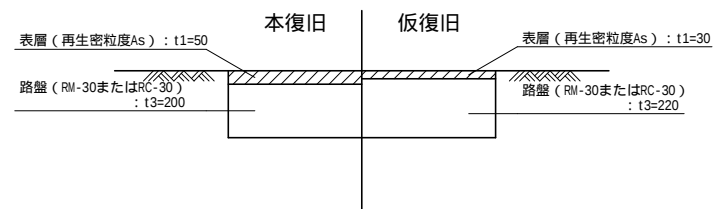
本特記仕様書に定めない事項については、必要に応じて発注者、受注者の双方が協議のうえ定めることとする。

(参考) 舗装構成標準図 宇治市道

市道3号 (車道)



市道6号 (歩道)



市道5号 (車道)

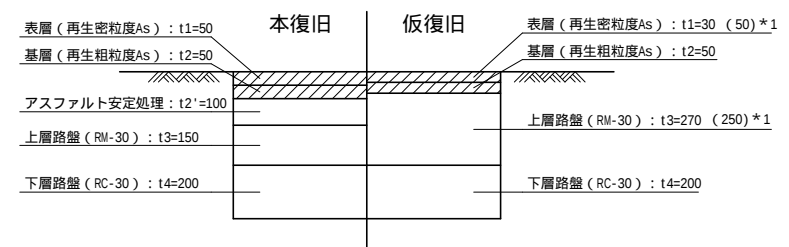


（参考）舗装構成標準図 京都府道

府道 A交通（車道）

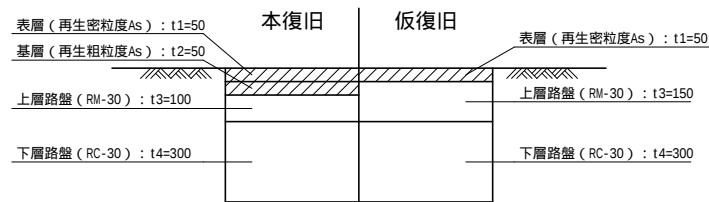


府道 C交通（車道）



*1 仮復旧期間等により復旧厚の指示が異なるため、協議の上決定すること。

府道 B交通（車道）



府道（歩道）

